

報道機関各位

青森県県土整備部都市計画課

「景観学習教室」開催のお知らせ (当日取材依頼)

県では、これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的に、景観アドバイザーなど景観の専門家等を講師として小学校に派遣し、景観に関する授業を行う「景観学習教室」を実施しています。

このことについて、このたび下記のとおり実施しますので、取材方よろしく申し上げます。

記

1	学 校 名	弘前大学教育学部附属小学校（弘前市学園町1-1）	
	開 催 数	全3回開催予定（※第2回は10月、第3回は12月開催予定）	
	日 時	第1回 9月1日（月） 13：40～15：10（5～6時間目）	
	講 師	青森県景観アドバイザー、弘前大学 特任教授	きたはら けいじ 北原 啓司 氏
		青森県景観アドバイザー、NPO法人青森県樹木医会 事務局長	いわせ なおき 岩瀬 直樹 氏
		青森県景観アドバイザー、合同会社ゲンジアーキ 代表	こがわ まさとし 古川 正敏 氏
	内 容	ガイダンス（5年生・69名）	

※ 事前に報道機関名と人数を把握したいので、取材を予定している場合は、都市計画課 都市計画・景観グループまでお知らせいただきますようお願いします。

報道機関用提供資料	
担 当 課	県土整備部 都市計画課
担 当 者	都市計画・景観グループ 総括主幹 齊藤 量子
電話番号	直通：017-734-9681 内線：6775
報 道 監	県土整備部次長 中道 悟

令和7年度青森県景観学習教室実施要領

(目的)

第1 景観学習教室は、景観の専門家等の講師を小学校へ派遣し、授業を行うことにより、児童の景観に対する関心と良好な景観形成への意識をはぐくむことを目的とするものとし、その実施については、この要領に定めるところにより行うものとする。

(実施内容)

第2 景観学習教室の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学習目的

学習目的は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 景観とは何かということについての理解を促すこと。

イ 景観を大切にすることをはぐくむこと。

ウ 家や学校の周りなどの身近な生活空間の景観について理解を促すこと。

エ 景観を良くするための様々な取組についての理解を促すこと。

オ 児童自らが景観形成の担い手であることについての理解を促すこと。

(2) 学習内容

学習内容は、おおむね次に掲げるとおりとし、学校、担当講師及び県で調整するものとする。

ア 講師による講義を行うこと。

イ 学校の周りなどを散策しながら、良いと思う景観や悪いと思う景観について気が付いたことをまとめること。

ウ 景観に関する作文や絵の作成、話し合いなどを行い、景観に関する学習をまとめること。

(3) 対象学年

対象学年は、原則として小学校3年生～6年生とする。

(4) 授業回数及び学習時間

授業回数は各学校の要望を考慮し、調整するものとする。

(5) その他授業支援

実施校は、景観学習教室に関連した授業の実施計画について、随時景観アドバイザーから指導・助言を受けることができる。

(申込み)

第3 景観学習教室の実施を希望する学校は、別に定めるところにより、景観学習教室実施申込書を青森県県土整備部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。）に提出するものとする。

(実施決定)

第4 都市計画課長は、景観学習教室実施申込書の提出があったときは、景観学習教室の実施の決定を行い、景観学習教室実施決定通知書により、当該実施申込校にその旨を通知するものとする。この場合において、景観学習教室の実施の申込校が多数のときは、必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、景観学習教室の実施日時については、景観学習教室の実施の申込校及び講師と調整の上、決定するものとする。

(活動の報告)

第5 景観学習教室の実施の決定通知を受けた学校は、景観学習教室を実施した場合において、その終了後速やかに、児童の学習成果品（感想文等）を都市計画課長に提出するものとする。

(費用負担)

第6 講師の派遣に要する謝金及び旅費については、別に定めるところにより、原則として県が負担するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、景観学習教室の実施に関して必要な事項は、都市計画課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月19日から施行する。

景観学習教室のあらまし

明日の青森県を担う子どもたちにふるさとの美しい景観を守り、つくっていくことの大切さを学んでもらうため、県から景観の専門家を講師として学校へ派遣し、景観に関する授業を行う「景観学習教室」を開催します。体験型の授業を行うもので、屋外観察などを交えた景観を楽しく学ぶ「出前教室」です。この事業は、平成14年度から令和6年度までの22年間で、累計173校、累計児童数6,646人が参加しています。年度当初に募集を開始し、申込みのあった小学校で実施しており、小学校3年生から6年生を対象として総合学習や社会科の時間を利用し、地域の歴史や街づくりの学習の一環として実施しています。

I 座学中心タイプ

1 授業の内容

学校の希望や、講師によって授業の内容は変わりますが、以下の内容を学んでもらいます。

- 景観とは自然のものと人がつくったものが調和して形成されていること
- 景観は人の営みによって変化していくこと
- 人がつくった景観は、人の手で維持管理していかないと良いものとはならないこと
- 同じ場所でも季節、見る距離、角度などによって見え方が異なり、人によっても感じ方が違うこと
- 日ごろ何気なく見ている景観が人の心に潤いを与えていること
- 観光地や有名な場所だけでなく、自分たちが住んでいる身の回りの景観も、意識して見ればいろいろなことに気付くということ
- 自分達が住んでいるまちの景観を意識し、それを「いいな」と思える心を養うこと
- いい風景をどうやって未来に残していくか、景観を良くするために、自分たちができることは何かを考えること

2 授業の流れ

■授業例（約90分の場合）

- ① 講師による講義（副読本使用）・・・約20分
- ② 優れた景観の事例紹介（スライド・写真など）・・・約25分
- ③ 学校周辺等の探索やワークショップ（好きな景観・嫌いな景観探し）・・・約30分
- ④ 学習発表（各自の発見やよい景観を守るために自分にできることの発表）・・・約15分

3 授業の様子



Ⅱ まち歩き中心タイプ

1 授業の内容

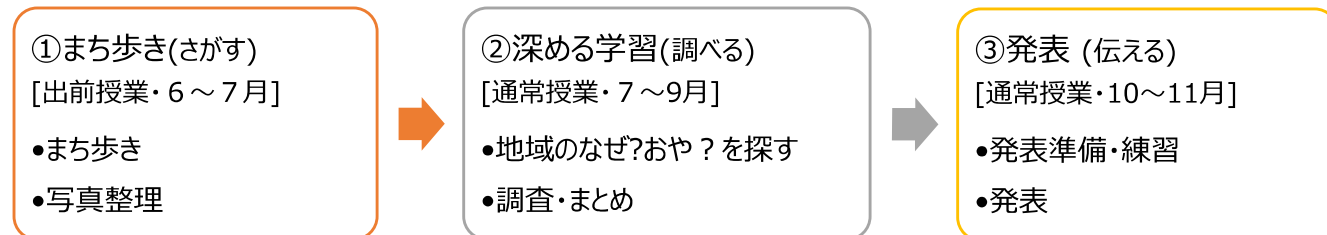
この学習では、景観を「地域の歴史や人々の暮らしがあらわれた風景」ととらえ、見慣れた学区の風景をじっくりと観て、「あれ?」「おや?」と思うことを見つけ、深く掘り下げて調べてみる学習です。この学習で、講師は子供達に風景の観かたを教え、子供達の物事を感じ取る力、自分で調べ考える力、それを表現する力を養います。

2 学習の流れ

■ 全体の流れ

下記を学習全体の標準的な流れとし、「①まち歩き」の部分を講師による出前授業で実施します（各校の授業テーマに合わせて内容は調整します）。

なお、②、③は原則として各校で実施。



■ 出前授業の流れ

第1回出前授業【まちあるき】（4時間程度）

1時間目：まち歩き講座

- 景観とは“眺め”のこと。眺めの中にはなにがあるかな?（人工物・自然のもの）
- 好きな景観・嫌いな景観・気になる景観～「おや?」「あれ?」と思う景観を探してみよう～

2・3・4時間目：まち歩き

- グループに分け、学区探検をする。各グループに1台デジタルカメラを配り、良い景観・悪い景観・気になる景観を探し、写真を撮る。（デジタルカメラは台数が足りれば県から貸し出し）

※授業後、県で写真を印刷し、学校に送付します

宿題

- 各自が撮ってきた写真の中から、特に気になる・更に調べてみたい2～3枚程度を選んできてもらい、どうしてそれを選んだのか、何が良かったのか考えてきてもらう。

第2回出前授業【まち歩きまとめ】

1・2時間目：景観シート（または景観マップ）作成

- 選んできた写真を景観シート（又は景観マップ）にまとめる（景観シートの場合は個人で、マップの場合はグループで）
- クラス内で発表

授業の様子

